



航残して悔い残さず!!

シリーズ地籍調査 ⑤



地籍調査の全体計画

調査対象面積

37.06 Km²

調査対象筆数

26,333筆

区割(大字単位)

30区画

完了目標年度

平成59年度
着手から通算32年

地籍調査事業の実施方法

平成24年度から事業採択された、国土調査法第10条第2項の規定に基づき実施する地籍調査事業(2項委託)により進めます。

2項委託とは…

地籍調査を適正かつ確実に実施することができると認められる民間法人に対して、工程管理・検査を含め、一体的に委託し実施するものです。

用語の定義

- ・2項委託：国土調査法第10条第2項の規定に基づき東秩父村が地籍調査の実施を委託すること
- ・委託者：東秩父村
- ・委託法人：委託者より地籍調査の実施を受託した法人

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。

産業建設課地籍調査担当 ☎82-1222

太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の課税について

太陽光発電設備システムを設置すると、固定資産税の償却資産に該当し、課税の対象となる場合があります。

個人の方の場合、10kw以上の太陽光発電設備システムを設置し、売電を行うと、事業の用に供している償却資産に該当しますので、固定資産税の課税対象となります。

売電による所得の申告とは別に、償却資産申告書を役場税務課へ提出することが必要です。償却資産の申告に必要な書類は税務課窓口にあります。

問合せ 税務課 固定資産税担当 ☎82-1224

東秩父村教育委員会開催のお知らせ

東秩父村教育委員会の会議を下記日程で開催します。
記

日時 12月18日(火)午後1時30分から

場所 役場新会議室

問合せ 教育委員会事務局 ☎82-1230

固定資産税 (こんなときは届出を)

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金で、次の場合は、必ず税務課まで届出をしてください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、平成31年1月1日までに完成した場合は、平成31年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

○建物を取り壊したとき

平成30年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合は、平成31年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物につきましては、平成31年度から固定資産税の対象外となりますが、届出がないと対象となることがあります。

問合せ 税務課 固定資産税担当
☎82-1224